Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分					注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 8時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護（Ⅰ）	（1）介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）（旧単独型）	（一）3時間以上4時間未満	要支援1	473 単位	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間未満の者 ＋50単位 10時間以上11時間未満の者 ＋100単位 11時間以上12時間未満の者 ＋150単位 12時間以上13時間未満の者 ＋200単位 13時間以上14時間未満の者 ＋250単位	1日につき ＋50単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	＋27単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋150単位	1回につき ＋5単位 （6月に1回を限度）	1月につき ＋150単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
			要支援2	523 単位													
		（二）4時間以上5時間未満	要支援1	495 単位													
			要支援2	548 単位													
		（三）5時間以上6時間未満	要支援1	738 単位													
			要支援2	824 単位													
		（四）6時間以上7時間未満	要支援1	757 単位													
			要支援2	846 単位													
		（五）7時間以上8時間未満	要支援1	856 単位													
			要支援2	956 単位													
		（六）8時間以上9時間未満	要支援1	883 単位													
			要支援2	986 単位													
	（2）介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（旧併設型）	（一）3時間以上4時間未満	要支援1	427 単位			×63/100										
			要支援2	474 単位													
		（二）4時間以上5時間未満	要支援1	447 単位													
			要支援2	496 単位													
		（三）5時間以上6時間未満	要支援1	664 単位													
			要支援2	740 単位													
		（四）6時間以上7時間未満	要支援1	681 単位													
			要支援2	759 単位													
		（五）7時間以上8時間未満	要支援1	769 単位													
			要支援2	859 単位													
		（六）8時間以上9時間未満	要支援1	794 単位				9時間以上10時間未満の者 ＋50単位 10時間以上11時間未満の者 ＋100単位 11時間以上12時間未満の者 ＋150単位 12時間以上13時間未満の者 ＋200単位 13時間以上14時間未満の者 ＋250単位									
			要支援2	886 単位													
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上4時間未満		要支援1	246 単位			×63/100										
			要支援2	260 単位													
	（2）4時間以上5時間未満		要支援1	258 単位													
			要支援2	272 単位													
	（3）5時間以上6時間未満		要支援1	411 単位													
			要支援2	434 単位													
	（4）6時間以上7時間未満		要支援1	422 単位													
			要支援2	445 単位													
	（5）7時間以上8時間未満		要支援1	482 単位													
			要支援2	510 単位													
	（6）8時間以上9時間未満		要支援1	498 単位				9時間以上10時間未満の者 ＋50単位 10時間以上11時間未満の者 ＋100単位 11時間以上12時間未満の者 ＋150単位 12時間以上13時間未満の者 ＋200単位 13時間以上14時間未満の者 ＋250単位									
			要支援2	526 単位													

ハ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき　18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき　12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき　6単位を加算）	
ニ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×104／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×76／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×42／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(3)の90／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋(3)の80／100）	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×31／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×24／1000）	
	：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目	